## 市立伊丹病院と公立学校共済組合近畿中央病院の 統合協議に関する協定書

伊丹市(以下「甲」)と、公立学校共済組合(以下「乙」)は、市立伊丹病院(以下「甲病院」)と公立学校共済組合近畿中央病院(以下「乙病院」)の統合の可否を判断するための協議について、下記のとおり協定を締結する。

記

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が、甲病院と乙病院の統合の可否を判断するための協議を、円滑に進めるために必要な事項を定めることを目的とする。

## (協議事項)

- 第2条 甲と乙は、本協定に基づき、次の各号に掲げる事項を確実に実現することを前提として、甲病院と乙病院の統合に関するあらゆる課題について協議するものとする。
  - (1) 甲の市民が必要とする医療の提供
  - (2) 乙の組合員が必要とする職域機能の提供

## (地域医療構想等)

第3条 甲と乙は、本協議に際し、甲に関連する地域医療構想の進展及び乙の職域事業の展開に充分配慮するものとする。

(期限)

第4条 甲と乙は、平成32年3月31日までに本協議の結論を得るよう、互いに努力するものとする。

(関係者への説明等)

第5条 甲と乙は、本協議を進めるに当たり必要とされる自己の関係者に対する説明については、各々が責任をもって対応するものとする。

(守秘義務)

第6条 本協議の内容については、その全てに守秘義務が課されるものとし、甲乙双方が合意した場合に限り、合意した範囲の事項を公表できるものとする。

(協議への協力)

第7条 甲と乙は、本協議を円滑に進めるために互いに協力し、調整が必要となった場合に は双方が誠意をもって対応するものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙双方署名捺印の上、各1通を保有する。

平成31年 4月 1日